

「札幌市役所本庁舎で使用する電力」に関する質問と回答

番号	受付日	質問内容	回答内容	回答日	備考
1	令和3年6月15日	契約期間中に建替や増築・トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	ありません。	令和3年6月16日	
2	令和3年6月15日	一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じて頂けますか。	経済事情の変化等により契約単価が不適当となったときは、双方協議のうえ、契約書第12条に基づき、契約金額の改定は可能です。	令和3年6月16日	
3	令和3年6月15日	現在の供給者を教えてください。	丸紅新電力株式会社	令和3年6月16日	
4	令和3年6月15日	供給開始時に契約電力の変更を行なう施設がある場合、現在の契約電力を教えてください。 ※協議制の施設においての変更、協議制⇒実量制への変更、実量制⇒協議制への変更 また、契約電力を減少する場合は、直近1年間の最大需要電力が変更後の契約電力を上回っていると変更できかねてしまいますがよろしいでしょうか。減少変更する場合、直近1年間の実績をいただけますでしょうか。	現在は900kWです。なお、直近1年間の最大需要電力は866KWとなっており、変更後の契約電力を下回っております。各月の最大需要電力の実績については提供可能です。	令和3年6月16日	
5	令和3年6月15日	請求書はWEBからのダウンロードにてご対応いただけますか。	請求書には、朱肉を用いた代表者印を押印いただくため、原則は持参や郵送での提出となります。 なお、一定の条件を満たした場合、請求印の省略や、メールに添付する形での請求が可能となります。詳しくは、落札後にご相談ください。	令和3年6月16日	
6	令和3年6月15日	検針結果は請求書の内訳をもって検針票に変えさせていただいております。その旨ご了承頂けますか。	可能です。	令和3年6月16日	
7	令和3年6月15日	(権利義務の譲渡)条文を以下に変更または追加いただくことは可能でしょうか。 『ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』	契約書の内容については変更できません。契約締結後は覚書・協議書等について協議に応じることは可能です。	令和3年6月16日	
8	令和3年6月15日	契約保証金について① 札幌市契約規則第25条(3) 契約保証金免除について、規則によると「競争入札の参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」とありますが、規模とは何を指しますか。予定使用電力量でしょうか。上記証明のために追加提出物はありますか。提出物がある場合、いつ、どのような形で提出しますか。	契約の規模については契約電力及び予定使用電力量により判断いたします。 契約保証金免除の有無の判断にあたり書類の提出が必要となる場合は、入札後落札候補者となった後、書面により速やかにご提出ください。	令和3年6月16日	
9	令和3年6月15日	契約保証金について② 札幌市契約規則第25条(3) 過去2年間というのはいつから数えて過去2年間を指しますか。	開札日時点において、電力供給完了日から2年以内であることを指します。	令和3年6月16日	
10	令和3年6月15日	契約保証金について③ 提出物が契約書の写しの場合、機密保持の為一部黒塗りは可能でしょうか。(単価部分や単価が計算できる契約電力、使用電力量、契約総額のうちどれか一つを黒塗り等)	契約内容を黒塗りすることは認めておりません。	令和3年6月16日	